

令和8年度 すくすくスクール補償制度のご案内

すくすくスクール補償制度とは・・・

すくすくスクール活動中における様々なリスクに備える総合補償制度で、災害補償制度（おケガ等の補償）と賠償金補償制度の2つで構成されています。

災害補償制度は、すくすくスクールに参加する児童のケガと特定疾患※を補償します。

賠償金補償制度は、すくすくスクールの運営上、参加する児童や第三者へ法律上の賠償責任を負った場合の賠償金を補償します。

※特定疾患とは以下の病気をいいます。 急性虚血性心疾患（いわゆる心筋梗塞）、急性心不全等の急性心疾患／くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患／気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患／細菌性食中毒／日射病および熱射病等の熱中症／低体温症／脱水症

補償内容

補償対象範囲			補償金額
災害補償制度	災害死亡補償金	傷害事故	900万円
		特定疾病	900万円
	後遺障害補償金	傷害事故	900万円～36万円
		特定疾病	900万円～36万円
	療養補償金 <small>*手術補償金は入院補償金を支払う場合、入院日額を基礎として手術の種類に応じて10・20・40倍を乗じた金額をお支払いします。</small>	傷害事故 入院日額 (1日あたり)	4,000円 (180日以内)
		特定疾病	4,000円 (180日以内)
		通院日額 (1日あたり)	傷害事故 1,500円 (90日以内)
		特定疾病	1,500円 (90日以内)
賠償金補償制度	賠償責任の 補償限度額	身体に対する補償 (支払限度額)	1名につき 1億円 1事故につき 5億円 自己負担金額 なし
		財物に対する補償 (支払限度額)	1事故につき 5億円 自己負担金額 なし

・入院、通院とも1日目から補償金支払いの対象となります。

*保険期間 団体総合補償制度費用保険 令和8年4月1日午前0時～令和9年3月31日午後12時

施設所有(管理)者賠償責任保険 令和8年4月1日午後4時～令和9年4月1日午後4時

補償金事故例

【災害補償】

- 児童が校庭で滑って、手首を捻挫し通院した。
- 児童が校庭で遊んでいて、熱中症で倒れ病院へ運ばれた。
- 児童が自宅からの往復中に転倒し足を捻挫し通院した。
- 児童が地震で教室の天井が崩れ、下敷きになり顔面を強打し入院した。（賠償金補償制度は対象外）

【賠償金補償】

- 児童が一緒に遊んでいた子どもの眼鏡を壊した。
- 児童が校庭で蹴ったボールが隣の家の窓ガラスを割った。

補償金をお支払いできない主な場合

【災害補償】

- 児童の故意・重過失
- 児童の自殺行為・闘争行為・犯罪行為
- 児童の麻薬・あへん・大麻・覚せい剤・シンナー等の使用
- 戦争・暴動など
- 成長痛 等

【賠償金補償】

- 児童の故意（施設が代理監督責任を負う場合を除く）
- 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議に起因する事故
- 地震、噴火、津波等の天災
- 児童と同居する親族に対する賠償責任
- 同じスポーツに参加している子どもの眼鏡を壊した 等

この補償金は、治療費や損害賠償金の全額を補償するものではありません。

また補償の対象はすくすくスクールに参加中および自宅との往復途上に限定されます。従いまして、自宅内での事故や、学校活動中の事故は対象になりませんので、ご注意ください。

万一、事故が起こった際は、すくすくスクールに報告してください。

詳細につきましては、事務代行会社までお問い合わせください。

ご注意 賠償額や示談額については、事前に保険会社と相談の上、被害者とお話しするようにしてください。
保険会社と相談せずに賠償金などを支払われた場合は、その一部あるいは全部について保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

（契約窓口）

江戸川区教育委員会事務局教育推進課
すくすくスクール係
TEL : 03-5662-2732

（お問い合わせ、本補償制度事務代行会社）

取扱代理店：株式会社ORIGIN
担当：佐藤
TEL : 03-5645-5556